

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:造幣局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
			該当なし								

(記載要領)

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:造幣局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガスヒートポンプ式空調機保守点検	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年5月30日	大阪ガス株式会社エネルギー事業部 大阪市西区千代崎3-南2-37	当該保守点検は、対象空調機の都市ガス供給会社である当該契約相手方以外に行えないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種 他の契約の 予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	2,257,080	-	-	当該保守点検は、対象空調機の都市ガス供給会社である当該契約相手方以外に行えないため	11	
貨幣製造用成形設備保守点検	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年5月30日	岡谷鋼機株式会社大阪店 大阪市西区新町1-27-5	本設備は、東芝三菱電機産業システム株式会社関西支店が当局の仕様に基づいて独自に設計・構築を行ったものであり、本設備の機能特性及びシステムの詳細を熟知している同社から保守点検業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任され、同業務を迅速・確実に行える当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	8,161,650	8,085,000	99.0%	-	本設備は、東芝三菱電機産業システム株式会社関西支店が当局の仕様に基づいて独自に設計・構築を行ったものであり、本設備の機能特性及びシステムの詳細を熟知している同社から保守点検業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任され、同業務を迅速・確実に行える当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
銅管コイル修理	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年6月17日	日本アジャックス・マグネサーミック株式会社 東京都江東区新砂1-6-35	当該契約に係る修理は溶解炉を設計・製造した当該契約相手方以外に履行できないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種 他の契約の 予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	6,510,000	-	-	当該契約に係る修理は溶解炉を設計・製造した当該契約相手方以外に履行できないため	11	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
重量・導電率測定器	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年7月9日	岡谷鋼機株式会社大阪店 大阪市西区新町1-27-5	本件は、東芝三菱電機産業システム株式会社関西支店が当局の仕様に基づいて独自に設計・製作を行った貨幣製造用成形設備を構成する測定器の増設及び同設備の改造等を行うものであり、既設測定器及び同設備の機能特性及びシステムの詳細を熟知している同社から保守点検業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任され、同業務を迅速・確実に行える当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	40,158,300	39,900,000	99.3%	-	本件は、東芝三菱電機産業システム株式会社関西支店が当局の仕様に基づいて独自に設計・製作を行った貨幣製造用成形設備を構成する測定器の増設及び同設備の改造等を行うものであり、既設測定器及び同設備の機能特性及びシステムの詳細を熟知している同社から保守点検業務及び同業務にかかる契約締結権限等を委任され、同業務を迅速・確実に行える当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
電話交換設備点検調整作業	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年7月17日	沖ウインタック株式会社中国支店 広島市中区八丁堀11-28	当該契約に係る作業は電話交換設備を設計した当該契約相手方以外に履行できないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種他の契約の 予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	1,165,500	-	-	当該契約に係る作業は電話交換設備を設計した当該契約相手方以外に履行できないため	11	
貨幣検査機	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年8月7日	富士電機システムズ株式会社西日本支社 大阪市福島区鷺洲1-11-19	当該貨幣検査機は、平成7年度に技術提案を募集して選定した当該契約相手方と共同開発を行ったもので、技術的獨創性があることから、他の業者からの調達には困難であり、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種他の契約の 予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	180,180,000	-	-	当該貨幣検査機は、平成7年度に技術提案を募集して選定した当該契約相手方と共同開発を行ったもので、技術的獨創性があることから、他の業者からの調達には困難であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
熱間圧延機(データ処理装置)修理	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年8月26日	八洲電機株式会社 中国支社 広島市中区大手町3-8-1	熱間圧延機は株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	4,071,900	3,675,000	90.2%	-	熱間圧延機は株式会社日立製作所が設計・製作したものであり、本装置の詳細を熟知している同社から契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
ガス 鑄棒加熱炉ビーム等取替作業	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	平成20年9月11日	株式会社三建アクセス 広島市中区国泰寺町2-1-21	ガス鑄棒加熱炉は中外炉工業株式会社が設計・製作したものであり、本炉の詳細を熟知している同社から契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があることから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため	同種の他の契約の 予定価格を類推させる 恐れがあるため 公表しない	2,709,000	-	-	ガス鑄棒加熱炉は中外炉工業株式会社が設計・製作したものであり、本炉の詳細を熟知している同社から契約締結権限等を委任されている当該契約相手方と契約する必要があるため	11	
ガス	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	大阪ガス株式会社 大阪府中央区平野町4-1-2	ガスに係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	30,325,454	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績
ガス	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	ガスに係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	7,518,232	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績
ガス	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	ガスに係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	39,977,790	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績
水道	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北1-14-16	水道に係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	18,025,819	-	-	水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため 下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績
水道	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	東京都水道局 東京都豊島区西池袋1-7-7	水道に係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	6,068,158	-	-	水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため 下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	広島市水道局 広島市中区基町9-32	水道に係る役務について供給を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	19,886,647	-	-	水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため 下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため	8	契約金額は、上半期支出実績
電話	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	NTTコミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	電話に係る役務について提供を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	1,391,188	-	-	通話料等費用面の比較検討及び安定供給可能な企業かどうかの確認等を行い長期継続契約としているため	8	契約金額は、上半期支出実績
電話	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	東日本電信電話株式会社 東京都大田区大森北1-18-8	電話に係る役務について提供を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	1,019,071	-	-	電話使用にあたり、競争を許さないため	8	契約金額は、上半期支出実績
電話	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町3-15	電話に係る役務について提供を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	2,262,525	-	-	電話使用にあたり、競争を許さないため	8	契約金額は、上半期支出実績
後納郵便料	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	郵便に係る役務について提供を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	77,774,484	-	-	郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達可能な事業者は、日本郵政公社以外になく競争を許さないため	9	契約金額は、上半期支出実績
後納郵便料	独立行政法人造幣局 理事 山添 和雄 大阪市北区天満1-1-79	長期継続契約	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	郵便に係る役務について提供を受けるもの(造幣局契約事務規程第26条第1項第1号)	-	1,428,354	-	-	郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達可能な事業者は、日本郵政公社以外になく競争を許さないため	9	契約金額は、上半期支出実績

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12